# <診断基準>

Definite、Probable を対象とする。

#### ビッカースタッフ脳幹脳炎の診断基準

(1)以下の三徴候の全てが急性進行性にみられ、発症後 4 週以内にピークとなり、三カ月以内に軽快傾向を示す。

#### (三徴候)

- ・両側外眼筋麻痺(左右対称性であることを原則とするが、軽度の左右差はあってもよい。)
- •運動失調
- 意識水準の低下
- (2)血中 IgG 型 GQ1b 抗体陽性
- (3)(1)の臨床的特徴のうち、一部が一致しない(複数の項目でも可)。
  - ・筋力低下・意識水準低下などのため運動失調の評価が困難である。
  - ・軽快傾向を確認できない。
  - ・外眼筋麻痺に高度の左右差がある場合(片側性など)。
  - ・意識水準の低下はないが、長径路徴候を示唆する所見(片側性感覚障害や錐体路徴候、痙性麻痺など)がある場合。
- (4)以下の疾患(順不同)が各種検査(脳脊髄液、画像検査など)から除外できる。

Wernicke 脳症、脳血管障害、多発性硬化症、視神経脊髄炎、急性散在性脳脊髄炎、神経ベーチェット病、神経 Sweet 病、下垂体卒中、ウイルス性脳幹脳炎、重症筋無力症、脳幹部腫瘍性病変、血管炎、ボツリヌス中毒、橋本脳症

#### <診断のカテゴリー>

Definite: (1)(2)(4)をいずれも満たす場合

Probable: (1)(4)の双方を満たす場合、あるいは(2)(3)(4)のいずれも満たす場合

## <重症度分類>

modified Rankin Scale (mRS)、食事・栄養、呼吸のそれぞれの評価スケールを用いて、いずれかが 3以上を対象とする。

## 日本版modified Rankin Scale (mRS) 判定基準書

#### modified Rankin Scale

参考にすべき点

0\_ まったく症候がない 自覚症状および他覚徴候がともにない状態である

1\_ 症候はあっても明らかな障害はない: 自覚症状および他覚徴候はあるが、発症以前から行っていた

日常の勤めや活動は行える

仕事や活動に制限はない状態である

2 軽度の障害: 発症以前から行っていた仕事や活動に制限はあるが、日常生

発症以前の活動がすべて行えるわけではないが、自分の身の 活は自立している状態である

回りのことは介助なしに行える

3\_ 中等度の障害: 買い物や公共交通機関を利用した外出などには介助を必要

寝たきり、失禁状態、常に介護と見守りを必要とする

何らかの介助を必要とするが、歩行は介助なしに行える とするが、通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなど には介助を必要としない状態である

4\_ 中等度から重度の障害: 通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなどには介助を

歩行や身体的要求には介助が必要である
 必要とするが、持続的な介護は必要としない状態である

5\_ 重度の障害: 常に誰かの介助を必要とする状態である

6 死亡

日本脳卒中学会版

# 食事·栄養(N)

- 0. 症候なし。
- 1. 時にむせる、食事動作がぎこちないなどの症候があるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 食物形態の工夫や、食事時の道具の工夫を必要とする。
- 3. 食事・栄養摂取に何らかの介助を要する。
- 4. 補助的な非経口的栄養摂取(経管栄養、中心静脈栄養など)を必要とする。
- 5. 全面的に非経口的栄養摂取に依存している。

# 呼吸(R)

- 0. 症候なし。
- 1. 肺活量の低下などの所見はあるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 呼吸障害のために軽度の息切れなどの症状がある。
- 3. 呼吸症状が睡眠の妨げになる、あるいは着替えなどの日常生活動作で息切れが生じる。
- 4. 喀痰の吸引あるいは間欠的な換気補助装置使用が必要。
- 5. 気管切開あるいは継続的な換気補助装置使用が必要。

# ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。